

明石の史跡（102）ヒーロー達の復権



明治2年（1869）7月8日、宣教使なるものが創設された。宣教使の活動方針は、翌3年1月3日の大教宣布詔書には「神明を敬し、人倫を明にし、億兆をして其心を正くし、其職を効し、以て朝廷に奉事せしむる」とあって、当面はキリスト教の阻止が目的とされるものの（『近代日本政治史必携』）、国家神道による国民の思想統一を意図することは、明白であった。しかしながら江戸開城の翌月には、具体的な人物を顕彰することにより、思想統一へのレールが敷設されていたのである。

慶応4年（1868）閏4月6日、新政府は、豊太閤の業績を顕彰し、大阪城外の適当なる場所を選定して、社壇の造営を命じている。新しい時代には「豊太閤其人如キ英智雄略之人」を待望するというのが、その理由である。ことに列侯諸士の中には、太閤の恩義を受けたものがすくなく存在し、彼等が合力を認めている。そして有志の協力を申し出る者については、許可がおりるものの、その事務処理については、裁判所において取り扱うこととしている（行在所日誌『新聞集成明治編年史』1）。翌5月10日には、徳川に毀破された豊国廟の再興の布告が出された（太政官日誌）。

その2日後、「精忠節義、其功烈万世に輝き、真に千歳の一人臣子の亀艦」たる故、楠木贈三位中将正成」に神号が追諡され、金千両の寄附が表明された（公私雑報）。

7月23日は護良親王の祭日につき、京都河東の操練場に神座をもうけ、京都府知事の参拝にとどまらず、諸人も参拝を許されている（太政官日誌）。

11月5日、高輪の泉岳寺へ勅宣がもたらされ、大石良雄らの墓前に金幣が供えられた（東京城日誌）。

文久4年（1864）2月9日、島津久光は、摂津国八部郡に一社を造営して、護良親王・楠木正成・北畠親房らの霊の奉祀を申請しており（島津久光公実紀）、これは湊川神社成立の原点と位置づけられ（『湊川神社史鎮座編』）、大石良雄に代表される赤穂浪士の誠忠。それに海外進出を企図した太閤の姿を重ねあわせると、忠君愛国に向けての方向が示唆されているといえよう。